

### (劇場等の定員)

第51条 劇場等の関係者は、次の各号に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

- (1) 客席の部分ごとに、次のアからウまでによつて算定した数の合計数(以下「定員」という。)をこえて客を入場させないこと。

ア 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を40センチメートルで除して得た数(1未満のはしたの数は、切り捨てるものとする。)とする。

イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数

ウ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数

- (2) 客席内の避難通路に客を収容しないこと。
- (3) 一つのます席には、屋内の客席にあつては7人以上、屋外の客席にあつては10人以上の客を収容しないこと。
- (4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

### 【解説】

本条は、いわゆる定員管理に関する規定であつて、劇場等について、その実態に応じた定員算定方法を定め、関係者が守らなければならない、定員外の客の入場禁止並びに定員表示板及び満員札の掲示、避難通路への客の収容の禁止及び個々のます席の最大収容人員について規定したものである。

#### 1 第1号

- (1) 移動式いす席又はます席について、ウにより算定した定員と、実質的収容人員(移動式いす席はいす席の数、ます席は第3号による最大定員)とが異なる場合は、いずれか少ない数によるものを定員として取り扱う。
- (2) ウ中「その他の部分」とは、ア又はイ以外の観覧等の用に供する部分をいい、移動式いす席、ます席、たたみ席等を設ける部分をいう。

#### 2 第2号

客席内の通路は、すべて避難通路に該当し、通路の幅及び数等が条例で基準以上であっても、その部分を客席として使用することは原則的には認められない。したがって、この部分を立見席、待見席、補助いす席等に使用することはできない。

#### 3 第3号

ます席の面積は、屋内にあつては3平方メートル(屋外にあつては4.5平方メートル)以上であっても、7名(屋外にあつては10名)以上の収容はできないこととなる。また、ます席ごとに定員表示を行なうこととされている。

## 4 第4号

- (1) 「その他公衆の見やすい場所」とは、入場券発売窓口、ロビー中央壁部分等をいう。

また、規模の大きい競技場等は出入口等が多い場合があるので、その形態、規模に応じ、公衆の見やすい場所に掲出しなければならない。

- (2) 定員表示板、満員札の大きさ、色については条則第16条により次のとおり定められている。

|       |           |            |      |       |
|-------|-----------|------------|------|-------|
| 定員表示板 | 幅 30cm 以上 | 長さ 25cm 以上 | 地～白色 | 文字～黒色 |
| 満 員 札 | 幅 50cm 以上 | 長さ 25cm 以上 | 地～赤色 | 文字～白色 |

- (3) 関係者がこの規定により算出される定員を下まわる数を定員と定め、これを表示することを妨げるものではない。